

天理市公告 第 5 号

天理市山田町地域内（山田町④）の土地について国土調査法による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。
なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和 6 年 2 月 16 日

天理市長 並 河



記

1. 地図及び簿冊の名称 天理市山田町地籍図原図
天理市山田町地籍簿案
2. 閲覧期間 令和 6 年 2 月 16 日（金）から
令和 6 年 3 月 7 日（木）まで 21 日間
（上記期間の内、2 月 17 日（土）・18 日（日）・23 日（金：祝）・24 日（土）・25 日（日）・3 月 3 日（日）については閲覧業務を行わない。）
3. 閲覧時間 午前 9 時 30 分から午後 4 時まで
閲覧場所 天理市役所 3 階 監理課 地籍調査係内

ただし、閲覧期間の内、次の表の日程においては、記載の閲覧時間及び閲覧場所にて行う。

閲覧日時		閲覧場所
3 月 1 日（金）から 3 月 7 日（木）まで	午前 9 時 30 分から 午後 4 時まで	山田町中山田公民館

4. 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
5. 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
6. 誤り等訂正の申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。